

「住宅部品表示ガイドライン」説明会 Q&A
(東京：4月10日、大阪：4月18日)

平成15年5月29日

(社)日本建材産業協会
(社)日本住宅設備システム協会
(社)リビングアメニティ協会
キッチン・バス工業会

	質問	回答
法の解釈	練合わせ品の芯材は対象となるのか？	芯材は対象となりません。
	洗面所は居室になるのか。	換気対象エリアとして廊下等を通じて居室と一体とみなせる場合、居室等となり、建材の制限を受けます。
	「床面積」とはどの部分を差すのか。	換気対象エリアとして廊下等を通じて一体とみなせる空間すべての床面積です。
	7月1日施行とは具体的にどういう状態の建築物が規制を受けるのか。	着工している建築物です。確認申請が7月1日以前のもは現行法での確認となりますが、着工が7月1日以降の場合は、改正法での中間・完了検査となります。逆に6月30日までに着工した建築物は、現行法での中間・完了検査となり、ホルムアルデヒド対策での規制は受けません。
	着工の定義は何か。	根切り、基礎工事などを開始した時です。特定行政庁に確認をお勧めします。
	壁づけのロフトはしごの連結板（合板）は規制対象外部位として良いのか。	ロフトはしごを設置する壁面の1/10以下であれば、規制対象外部位とみなして問題ありません。
	出窓の地板(カウンター)、天板部分は規制対象部分になるのか？	窓の設置された壁面の面積の1/10以下であれば規制は受けません。（通常は規制を受けないと考えられます。）
	現在JIS/JAS/大臣認定のない材料のホルムアルデヒド発散等級を表示しようとする場合、E0相当品、Fc0相当品とすればよいのか。	告示に列記されていない材料はホルムアルデヒドの発散が非常に少なく、規制する必要がないと判断された材料ですので、「告示対象外材料」である旨が使用者に分かるような表示がなされれば十分といえます。また、軸材等は、軸材であることが表示できれば、ホルムアルデヒド発散等級はメーカーの責任でF 等の表示は行えると考えます。逆に、告示に列記された面的な材料については、JIS・JAS・大臣認定での等級区分のないものは建築基準法上は内装には使用できません。この場合、3つの認定のどれかで等級がつかますので、「相当」という表現にはなりません。
	引出しの箱の部分は天井裏の下地となるのか。	取り外し可能な可動部分なので、規制対象外部位ですが、天井裏等に準じてF 以上の建材を使用されることをお勧めします。
	接着剤	吊戸棚の上面のように片面フラッシュ（片面は芯材が剥き出し）の場合も芯材は規制対象外と判断してよいのでしょうか。
流し台キャビネットのように、扉を開けたときに面幅の広いシンク目隠し板が着いている場合があります。この目隠し板は内装の仕上げか、天井裏か。		扉を閉めた状態で、見える部分がキャビネットの見つけ面積の1/10以下であれば、内装の仕上げとしては規制を受けません。ボックス内部に面している部分は天井裏として規制を受けます。
見付けの1/10を超えると規制を受けるとあるが、具体的にはどのような範囲の1/10か。		キャビネットの扉は、扉ごとの面積の1/10となります。
接着剤の確認はどのようにすればよいのか。		接着剤の主成分での確認となります。今後は接着剤工業会の登録を行ったものや、JIS品の接着剤についてはF マークの表示がMSDSに表示され、等級の確認が容易に行えるようになる方向です。新しいMSDSを取り寄せるようにしてください。
塗料	2次加工に使われる塗料はどのような扱いなのか。	塗料は現場塗装のみが規制され、2次加工での塗装は規制を受けません。
	UV塗装を工場で施している製品があるが、問題はないか。	塗料は現場塗装のみが規制され、2次加工での塗装は規制を受けません。ただし、下地の材料については、告示対象材料であれば、等級の確認が必要です。
	塗料を塗る個所の表示や認定はいるのか。	不要です。

	塗料にもF 表示があるのか。	JIS品や塗料工業会表示制度を利用した製品にはあります。
畳	畳は仕上げの場合、下地の合板等が内装の仕上げとして規制を受けるのか。	畳の場合はフローリングと同じで、畳自体が「内装の仕上げ」、下地は「天井裏等の下地」として規制を受けます。通常、畳は畳床の構成材料に合板等は使用しておりませんので、告示対象外材料ですので、面積制限などの規制は受けません。また、下地の合板等は「天井裏等」として規制を受けるので、等級の確認が必要ですが、面積制限はありません。

	質問	回答
化粧板	JIS認定を取得していないMDF素板を化粧板に加工した場合、規制対象外にするには、大臣認定しかないのか。	ホルムアルデヒド系接着剤を用いた化粧加工の場合は、接着剤での規制を受けますので、化粧板の状態で大臣認定を取得しなければ使用できません。非ホルムアルデヒド系接着剤での化粧板であれば、化粧板として大臣認定を取得することもできますが、MDF素板で大臣認定を取得すれば、業界団体の表示制度などを利用し、規制対象外である表示ができます。
	竹製の化粧材で化粧板を製造しているが、化粧材の竹の平割材や、塗装品は規制を受けるのか。	竹は告示対象外材料ですので、規制は受けません。化粧板の等級は非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している場合は、素板の等級で決まります。化粧材をホルムアルデヒド系接着剤で接着している場合は化粧板として大臣認定を取得する必要があります。また、今回は工場での塗装は規制を受けません。
	カウンター材でMDF+接着剤+突板+塗装の場合、MDFは芯材として規制対象外部分となるのか。	このような場合、MDFを心材としてみることはできません。化粧板としての評価が必要です。MDF素板あるいは突板張り化粧板として、等級付けが必要です。
	MDF+塗装の場合も規制対象外部分となるのか。	MDFは塗装してあっても室内に面しているため、芯材とはなりません。規制対象となります。
メラミン樹脂板	メラミン樹脂板はなぜ規制されていないのか。	今回の告示には列記されていないため、規制は受けません。ただし、今後ホルムアルデヒドの発散が確認される材料があれば、逐次告示に追加される方向です。
高圧メラミン化粧板	MDF、PB、合板などに高圧メラミン板を接着した場合、高圧メラミン板がJISもある告示対象外材料なので、下地の材料は芯材として規制対象外部位と考えてよいのか。下地もFなどの等級が確定した材料を使う必要があるのか。	化粧板としての規制対象になるため、基材は規制対象外部位にはなりません。業界団体の表示制度、大臣認定などで化粧板としての等級付けが必要です。
	低圧メラミンボードの等級は素板の等級でよいのか。	素板の等級です。
LVB	LVBはJAS規格がないため、「その他の木質建材」で大臣認定が必要なのか。	「その他の木質建材」は接着剤がホルムアルデヒド系である場合のみ、大臣認定の対象となります。指定性能評価機関にご相談ください。
みなし認定(E0またはF0+試験成績)	JAS規格F0も改正前製品を検査結果0.3mg/lであれば規制対象外と判断してよいのか。	審査方法に指定されている試験方法で、審査方法に示された評価機関などでの測定データであればよいこととなっております。
	試験結果の添付で規制対象外とする措置は、仕様を変更しなければ未来永劫使えるという説明であったが、そのような解釈でよいのか。	試験結果の添付による等級付け(みなし認定)は、基準法改正とJIS/JAS規格改正が重なったため、旧マーク表示品が基準法で適法となるための措置です。よって、旧マーク表示品が存在する限りみなし認定は適法といえます。
	審査方法にある試験成績書の添付で規制対象外等級とする場合、素板を3社購買していたら、3社分の成績書が必要なのか。	必要です。
	みなし認定の試験成績書はどこで測定すればよいのか。	「試験成績書は、製造者等が出荷段階において、建築基準法に基づく指定性能評価機関又はJASの登録外国認定機関等に依頼して測定したものに限り」という指定があります。
	みなし認定の試験成績書は、県の工業技術センタ、産業技術センターでも良いのか。	「試験成績書は、製造者等が出荷段階において、建築基準法に基づく指定性能評価機関又はJASの登録外国認定機関等に依頼して測定したものに限り」という指定がありますので、公正中立な機関であれば問題ありません。
	JIS改正以前の化粧紙貼りPBを公的機関で試験し、0.3mg/l以下の試験結果ができれば、大臣認定なしでFとしてよいのか。	化粧紙貼りPBでJIS認定を取得し、E0マークのある製品であれば、みなし認定ができます。また、素板のPBがJIS品の場合も、素板が0.3mg/lの試験結果であれば、Fとみなせます。
審査方法にある「確かめた旨の表示」で、F等の表示は可能か。	業界団体の登録制度などを利用すれば可能です。	

基材がみなし認定品でF等級の場合、それに加工した化粧板もF等級となるのか。

化粧加工にホルムアルデヒド系接着剤を用いていなければ、Fとなります。ホルムアルデヒド系接着剤が使われている場合は大臣認定が必要です。

	質問	回答
ムク材	告示対象外のムク材を幅接ぎした材料は告示対象外と考えてよいのか。	ムク材は告示対象外材料ですが、幅接ぎに使用する接着剤について、念のため主成分を確認することをお勧めします。
	告示対象外のムク材を幅接ぎした床材は告示対象外と考えてよいのか。	縦継ぎのみの床材は告示対象外となります。幅接ぎしたものは、対象となります。
	ムク材を縦継ぎしたフローリングは告示対象外となっているが、腰壁、羽目板も同様に縦継ぎのみの製材で構成されている場合は告示対象外と考えてよいのか。	問題ありません。
	ムク材を5枚重ね接ぎした材料はJAS又は大臣認定の手続きが必要なのか。	集成材に該当する可能性がありますので、指定性能評価機関やJASの登録認定機関へご相談ください。
JIS/JAS品	改正前のJIS/JAS生産品にF 等の表示をすることは可能か。	改正前の表示 (Fc0、E0)でも基準法には適法ですので、F 等の表示を新たにする必要はありません。「審査方法」でご確認ください。
JAS品	化粧合板の等級はJAS規格で認定を取るほかに方法がないのでしょうか。	大臣認定でも等級付けは可能です。評価機関にご相談ください。
	化粧合板のJAS工場認定の取得が施行日に間に合わない場合、認定取得までの間、メーカーで材料ごとの確認で等級表示を行いたい、可能か。	素板がJAS合板である化粧合板については、団体の表示制度が利用可能です。大臣認定も可能です。
	集成材に突板を貼った製品は、突板が仕上げ材、集成材が芯材となり、集成材は規制対象外部位と考えてよいのか。	化粧板と同様で、化粧材 (= 突板)、化粧に使用した接着剤、素板 (= 集成材)での評価となり、集成材は芯材とはなりません。
	突板貼りの集成材は、集成材と接着剤の等級で製品の等級として良いのか。	素板がJAS集成材であるものについては、団体の表示制度が利用可能です。場合によっては大臣認定も可能です。
	JAS合板に化粧紙を貼っている工場が、化粧合板のJAS認定を取るまでの製品は7月1日以降、使用できなくなるのか。	素板がJAS合板である化粧合板については、団体の表示制度が利用可能です。大臣認定も可能です。
	化粧合板はJAS表示品しか使用できないのか。	素板がJAS合板である化粧合板については、団体の表示制度が利用可能です。場合によっては大臣認定も可能です。
	集成材はJAS認定品しか使えないのか。	JAS品か大臣認定品です。
業界団体の表示制度	合板にシートなどを接着した化粧板は登録の対象になるのか。	素板がJAS合板である化粧合板については、団体の表示制度が利用可能です。場合によっては大臣認定も可能です。
	合板・接着剤・化粧材について、MSDSやJAS等で材料の等級を確認できている場合、メーカーが団体の表示制度に登録せずに化粧板などの等級表示を行ってもかまわないのか。	「複数のホルムアルデヒド発散建築材料で構成された建築材料の区分は、これを構成するホルムアルデヒド発散建築材料の中で区分が最も下位のものの区分とする。」という指定がありますので、業界団体に登録することをお勧めします。
	化粧板の表示制度はF とF は併記して申請することはできるか。	1等級1件として扱いますので、等級が異なる場合は、分けての申請となります。(日本建材産業協会の場合)
	登録前に化粧した化粧板は、7月1日以降使用できなくなるのか。	同一仕様の化粧板であれば、登録番号はさかのぼって適用可能ですので、等級付けが可能であり、使用できます。
	表示制度の運用状況を知りたい。	例えば、日本繊維板工業会、日本建材産業協会では既に登録番号を発行しホームページに掲載しています。接着剤についても既に登録番号が発行されている製品がホームページに掲載されています。

	質問	回答
住宅部品 表示ガイド ライン	登録制度ではないのか。	構成する材料はJIS・JAS・大臣認定または業界団体の表示制度で等級の確認がされているので、それらを組み合わせた製品については登録の必要はなく、メーカーの責任での製品説明書等への記載となります。当然、登録料等の費用も発生しません。
	協会の会員ではないが、ガイドラインを利用しても良いか。その場合は無償でよいのか。	ガイドラインは広く利用していただくことを目的としておりますので、会員内外の区別なくご利用いただけますし、当然無償です。
	ドアセットの場合、どの部分が等級判断の対象となるのか。	枠材は対象外部位ですので、ドアパネルの面材が対象となります。
	床下収納のふたの床材は現場ごとに異なり、内装仕上げ部分の等級が確定しません。この場合の表示はどうしたらよいのか。	製品に対する表示は「下地部分」だけでの等級区分となります。現場によって内装仕上げ部分の等級区分が異なる点については、使用される設計者・施工者の方にカタログ等で注意を促すことをお勧めします。また、あらかじめふたに使用される材料が特定されている場合は、それに応じて内装仕上げ部分の表示しておくことも可能です。
	フラッシュ構造のドアパネルの芯材は対象となるのか。	芯材は対象となりません。
	告示に列記された建材を全く使用していないキャビネットなどについては、表示をしなくても良いのか。あるいは、ガイドラインに基づいてF と表示してよいのか。	使用者が告示対象外材料だけでできたキャビネットであると判断できるような、何らかの表示（アルミ、石材等の材料の記載など）は必要と言えます。ガイドラインは告示対象外材料は判断の根拠としていないため、告示対象材料が全く使われていない場合は、ガイドラインによる判断はできなくなります。接着剤などを使ったキャビネットであれば、分かりやすくするためにガイドラインを参考にした表示をすることは問題ないです。
	「情報の開示」とあるが、建材メーカーまで開示の必要があるのか。	求められたら開示が出来るよう準備しておくことをお勧めします。
	マンション、アパート等にも1製品あたりロットNo.の確認が必要か、全棟一括管理で良いか。	全棟で使う住宅設備等の仕様が同一であれば、一括管理でも問題ありません。工事管理者の方と相談してください。
	表示内容のうち、内装仕上げ部分・下地部分の表は施工説明書やホームページで分かれば良いか。	問題ありませんが、工事現場で確認できる方が望ましいです。
	カタログには代表の等級とその根拠（例えば「F 大臣認定」）の記載にしたいが、問題はないか。	問題ありません。
	P6の表示例に接着剤の項目がないのはおかしい。面的に使用した接着剤は判定対象ではないのか。	接着剤は本来、告示に挙げられた成分を含まないものは規制を受けません。また、面的に使用する場合であっても、化粧板でJIS/JAS/大臣認定を取得している場合や、業界団体の登録制度を利用している場合は、接着剤は既にチェック済みとなるため、表には挙がってきません。
	表示の根拠をトレースするための品質管理規定も自己責任で自主的に行うということではないのか。	その通りです。
確認申請時にF で申請している場合、製品納入がF（下地F ）は使用できるか。	内装の仕上げと天井裏等は確認申請時に別々の記入をします。天井裏等をF で申請しているのであれば、問題ありません。	
洗面化粧台の天板など、樹脂製品の場合、材料のチェック（表示）だけでよいのか。	その通りです。	
ハウスメーカーがOEM品にガイドラインに基づいた等級の記載をすることは可能か。	製品から使用した材料をトレースできるような品質管理体制がとれていれば、製造者に限らず記載はできます。ただし表示に関しては表示したところが責任を持つこととなります。。	

	質問	回答
輸入品	輸入品はどういう対応をしたらよいのか。	輸入品、国産品の区別はありませんので、ホルムアルデヒド発散建築材料についてはJIS・JAS・大臣認定等での等級の確認が必要です。製品での輸入については、大臣認定での対策が必要になる場合がありますので、指定性能評価機関へご相談ください。
	国際規格、外国の認定とリンクし、必ずしも大臣認定を取らなくても良くなる動きはあるのか、その具体化はいつ頃か。	技術的な知見が得られれば海外の規格や認定の基準法での等級化は可能ですが、現在はそういった措置は取られていません。今後の課題といえます。
	輸入品でも大臣認定は取れるのか。	取れます。指定性能評価機関へご相談ください。
建築確認	使用建築材料表には何を書くのか。	確認申請の段階で具体的な製品まで決まっていることはまれですので、「内装の仕上げの部分（＝床、壁など）」、「種別（＝等級）」、「面積」のみの記載となります。
	規制対象外等級であっても面積は書くのか	書く必要はありません。
	試験データの提出だけで確認申請を通すことはできるのか。	確認申請の段階で具体的な製品まで決まっていることはまれですので、「内装の仕上げの部分（＝床、壁など）」、「種別（＝等級）」、「面積」のみの記載となります。試験データの提出は必要ありません。
	中間検査、完了検査申請書に添付する写真は、どこをどの程度撮影すればよいのか。	建材の団体ですので、分かりかねますが、施工現場の風景や製品の表示の部分などと予想されます。
家具について	据置タイプの収納は家具なので規制を受けないと考えてよいのか。	建設時に取り付けられるものは内装の仕上げとして規制を受けます。
	家具は今後も規制されないのか。	お施主さんが引渡し後に持ち込む家具は建築基準法での規制の対象とはなりません。今後は家具についての規制も建築基準法とは別に検討される方向と聞いておりますが、具体的なスケジュールなどは不明です。
VOCについて	今後VOCも規制されるというが、こういった方向なのか。	VOCの測定法である小型チャンバー法がJIS化され、規制方法はJISなどでも検討され始めています。2～3年後には技術的知見の得られた化学物質から順次建築基準法での規制を受けると聞いています。
大臣認定	海外機関の測定データは大臣認定に使用できるか。	指定性能評価機関へご相談ください。
	例えば、2月のデータで5月に認定が下りた場合、4月以前に生産した製品（同一生産方法）も認定番号が使用可能か。	同一生産方法（＝同一仕様）であれば可能です。
	性能評価のための測定データをもとに、製品の等級をカタログ表記することは可能か。	大臣認定をとった後に可能となります。
	大臣認定取得までに製造・在庫済みの製品に認定に基づく表示はどのようにしなせばよいのか。	梱包等への表示が間に合わない製品については、メーカーから品番や製品名と改正建築基準法上の等級が照合できる一覧表などを発行し、設計・施工されるお客様へチラシ、ホームページなどで周知していくことをお勧めします。
	ボードメーカーが6月ごろに大臣認定を取得予定と言っているが、認定取得以前に購入したボード類は、7月1日以降使用できないのか。	大臣認定は同一仕様の製品についてさかのぼって適用できるので、6月以前の生産品も大臣認定での等級付けが可能です。
	玄関収納用扉などの複合した単位での大臣認定は可能か。	大臣認定は告示列記材料をベースとしているため、基本的には材料単位での認定となります。したがって本件のような大臣認定はありません。
	JIS・JAS認定を取得せずに大臣認定は取得できるのか。	JIS系材料は問題ありませんが、JAS系材料は場合によって異なるようなので、指定性能評価機関へ具体的な製品を持って、ご相談ください。
製造・在庫済み製品への表示	製造・在庫済みの製品に認定に基づく表示はどのようにしなせばよいのか。	JIS・JAS改正やみなし認定、大臣認定、業界団体表示制度、住宅部品表示ガイドラインでの等級について、スケジュール上、梱包等への表示が間に合わない製品があります。これについてはメーカーから品番や製品名と改正建築基準法上の等級が照合できる一覧表などを発行し、設計・施工されるお客様へチラシ、ホームページなどで周知していくことをお勧めします。
増改築	既築部分と増改築部分で材料が混在しますが、その場合の等級はどう判断すべきか。	施工後5年が経過した建材は「規制対象外」となります。施工後5年以内の建材は、等級が確認できない場合、無等級となります。